

令和3年(2021年)2月25日

箕面市議会議長

中井博幸様

調査部会座長

中嶋三四郎

調査部会報告書

令和2年11月30日付け箕議総第335号による箕面市議会議長からの調査依頼に対し、慎重に審議を重ねた結果、ここに結論を得たので、調査部会設置要領に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 調査事項

現在のコロナ禍の状況を踏まえた緊急的措置としての議員報酬改定の必要性について

2. 報告(回答)

現在のコロナ禍の状況を踏まえた緊急的措置としての議員報酬改定の必要性は認められない。

ただし、一部委員から市民への寄り添いを表明する一つとして、報酬改定が必要との意見があったことから、以下の通り、結論に至った判断理由および議論経過について専門家の意見聴取の内容を踏まえて報告する。

3-1. 判断理由および議論経過①

新型コロナウイルス感染拡大が市財政に与える影響について

まず前提として、新型コロナウイルスの感染拡大が社会経済に与える影響が市財政にも及ぶことは避けられないことは共通認識であるが、本件は現時点で緊急性をもって報酬改定を行う状況や必要性があるかを検討、判断したものである。

新型コロナウイルス感染拡大に対しては、これまで収束と経済活動の維持を目指した様々な対策が行われてきた。特に現在においては、医療従事者を対象としたワクチン接種が開始され、次年度には高齢者をはじめとする16歳以上の市民にも普及する見込みである。

これらの対策状況を踏まえた経済状況の推移は、今年度後半には回復する兆しが見えるとの予

測もあるなど、その影響が長期間深刻化する見込みではなく、例えばリーマンショック時と比較した場合には影響の規模や期間が限定的と言える。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大が社会経済に与える影響のうち、地方自治体の財政に絞って考えた場合には、まず自治体の税収構造を考察する必要がある。本市は法人市民税の割合が低いなどの特徴があるが、これらはコロナ禍が市財政への影響を低減する要素である。

次にコロナ禍が与える影響は、経常的支出よりも短期的・臨時的な支出（給付等の対策実施による自治体独自の財政出動が増加）に表れるが、本市は特殊財源である競艇事業収益の好調さなどもあり、臨時的な財政出動にも耐えうる財政状況である。加えて、税収減や臨時の財政出動に対しては、国から一定の財源補填が見込まれることも考え合わせれば、本市財政への影響は限定的であり、かつ他市よりも少ないことが予測できる。

以上の見解が専門家からの意見聴取でも確認できたことから、新型コロナウイルス感染症拡大により、本市財政が現時点で直ちに危機的状況に陥ることは少ないとの共通認識をもとに取りまとめを行った。

3-2. 判断理由および議論経過②

コロナ禍における議会、議員の役割や活動及び報酬改定の効果について

まず、現在も緊急事態宣言が続く中で、市議会としても市民に寄り添い必要な対策を進めていくことは全議員の共通認識である。一方でその姿をより明確に表明する方法として、議員報酬の削減と議会活動の活発化という2つの意見軸で議論が行われたが、報酬改定の目的が見い出せていないことや、財政的支援に充当するために報酬を改正することだけが議会の取り得る手法ではないとの意見に対して、必要性や緊急性、その目的は十分に示されなかった。

次に、議会が担う役割は市民の生活実態等を把握し、議事機関として市長から提案された予算等の議案に十分な審議・審査を行うことであるが、執行機関（職員数）と同等の知識や専門的知見を確保するためには、市長が市役所組織を抱えるのとは違い、個人でその業務をこなす議員の活動量は相当なものであり、コロナ禍という非常時において議会機能を低下させないためには、その役割、活動量はさらに増加することを共通認識とした。

一方で、財政的支援への充当として報酬改定を行う場合には、目的や必要性が重要であり、財源確保の必要性が報酬改定に見いだせる場合には否定するものではないことを共通認識とした。

さらに、意見の取りまとめにおいては、専門家の意見聴取において確認した報酬改定の効果が限定的（議員報酬が財政全体に占める割合が少ない）であることや、経済学におけるフリーライド（時間・労力もコストとした場合の費用対効果の有効性）の考え方を踏まえ、報酬改定より報酬に見合う活動（働き）を示す方が効果的であることも共通認識として取りまとめを行った。

3-3. 議論経過および判断理由③

コロナ禍における市民意識への対応と議員報酬のあり方について

まず、専門家の意見聴取において、議員報酬は費用対効果の観点から見ても議員に求められる活動量、役割、責任から考える報酬レベルは、市長と同等又は少なくとも副市長並みか執行機関の部長クラス以上であることが示されていることは概ね共通認識とした。

加えて、議員報酬に対する市民の納得が必要であり、任期ごとに報酬のあり方を議論する事が望ましいことも示されているが、現時点において議員の仕事とは何かについての説明及び市民の納得を十分得ることが出来ていないとの課題があることを改めて全委員で確認した。

ただし、これらは「箕面モデル」策定の議論や経過とも重なるものでもあることから、通常時の検討プロセスの実施において、データや市民意識の把握等の指標整理とあわせて議論を行うことを確認した。

一方で、市民の納得を得る臨時的要素としては、社会経済状況やその中における民間との格差を是正する場合において、客観的な指標となるものが人事院勧告であることも共通認識とした。

従って、今後のコロナ禍の影響を判断する一つのタイミングとして、次年度に示される人事院勧告を注視し、コロナ禍の状況が現在よりも大きく悪化する場合には、再度本検討を行うことも選択肢とすることを申し添えて報告することを確認して取りまとめを行った。

【参考】調査部会の開催状況

日程	会議等	内容
令和2年11月30日	第1回調査部会	正副座長選出、スケジュール確認
令和3年 1月12日	※各政策会派から、調査事項に対する意見表明の提出	グループウェアにて提出
1月20日	第2回調査部会	オンラインによる専門家の意見聴取 講師：近畿大学経済学部 仲林真子氏、 自治体議会研究所代表 高沖秀宣氏
2月 9日	第3回調査部会	各政策会派からの意見集約、審議
2月22日 ～25日	※全委員にグループウェアにて報告書（案）の内容確認	グループウェアにて確認